

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○県営土地改良事業の工事の完了

○保安林の指定の予定(五件)

○土地改良区の定款変更の認可

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○開発行為に関する工事の完了(五件)

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十四年度財務諸表の公告

○地方独立行政法人宮城県立こども病院平成二十四年度財務諸表の公告

告 示

○宮城県告示第八百六十六号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
古川東部地区	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	平成二十二年七月十日

○宮城県告示第八百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字鍛冶屋一・二・三の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字上向一一四、一一五(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上向一一四(次の図に示す部分に限る。)、一一五

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉耕英南二九の一・五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五六の一、八六、九一の三、九一の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

耕英南二九の一、五五、五六の一、八六（次の図に示す部分に限る。）、九一の三、九一の四

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉耕英東一六五の一、一六六の一、一七二の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

耕英東一六五の一・一六六の一・一七二の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字大萱沢一二六の一、一二九の一〇、一二九の二六、一二九の三六、一八八の三五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

公 告

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字大萱沢一二六の一・一二九の二六・一二九の三六・一八八の三五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七十二号

石巻市稲井土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年十月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十月十五日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 大 内 仁

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 平成二十五年十月十五日

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県庶務業務支援システムに係る保守・運用等業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日

4 履行場所 宮城県行政庁舎内ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 富士通製業務パッケージソフト(IPKNOWLEDGE庶務事務V2、IPKNOWLEDGE基本V2、IPKNOWLEDGE電子決裁V2及びオプション)を用いて、過去五年以内に開発又はカスタマイズ業務を行った実績があること。

9 次に掲げる認証制度のいずれも取得していること。

(一) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS) 適合性評価制度

(二) プライバシーマーク制度

10 独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験のうち、次に掲げるいずれかの試験又は当該試験と同等と認められる資格試験の合格者若しくは同等の資格保有者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

(一) システムアーキテクト

(二) 応用情報技術者

11 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けた者であること。

12 業務を共同して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体(以下「企業連合」という。))にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) 全ての構成員が2に該当し、かつ1及び3から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から11の要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

13 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

一号 電話〇二二-二二-一三三三五)へ平成二十五年十月二十九日(火)午後五時までに申請すること。ただし、郵送による場合は、書留にて平成二十五年十月二十八日(月)までに必着のこと。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限
平成二十五年十月二十九日(火)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、

平成二十五年十月二十八日(月)まで2あて必着のこと。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

電子調達システム(以下「システム」という。))により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十五年十一月十九日(火)午前九時から平成二十五年十一月二十五日(月)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十五年十一月二十五日(月)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合 配達証明付書留郵便によりイの日時までには到達するように提出すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年十一月二十六日(火)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 震災復興・企画部情報システム課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者及び三・四の審査により資格を有しない者とされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定

価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めによ

り契約を解除する。

11 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service(s) to be Procured : Maintenance and operation of general affairs business support system for the Miyagi Prefectural Government. 1 set

2 Period of Contract : January 1, 2014 ~ December 31, 2018

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Offices and other locations

4 Deadline for Bid : Monday, November 25, 2013, 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Information System Division, Earthquake Disaster Restoration And Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2476

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月十五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

一 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神二百七番二十二

番十五及び六十二番十九

三 牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神二百七番二十二

番十五及び六十二番十九

四 名称 株式会社 鈴木興業株式会社

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月十五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

一 白石市大平中目字北屋敷前七十一番三、七十八

番一、七十八番七、七十九番一、八十番一、八十

番四、八十番五、八十番六、八十一番二、八十二

番一及び九十一番

二 福岡県北九州市小倉北区赤坂五丁目四番十八号

広栄工業株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東松島市大曲字筒場八十九番一及び九十一番一並びに八十九番三の一部並びに八十九番一地先の道及び九十一番一地先の道の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町加瀬字野中沢五十七番一、八十五番、百一番二、百二番一及び百二番三並びに四十三番、五十番一、八十一番五、八十三番一、八十三番三、八十四番、八十六番及び百三番一の各一部並びに八十四番地先の道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

愛知県名古屋市長東区一杜三番七号
株式会社ユニホー

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
塩竈市杉の入三丁目九十二番二、九十五番二二及び九十五番二十三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市東田中二丁目四十番四十号多賀城駅前パーキング

雑 報

株式会社多賀城ハウジングセンター

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。
平成二十五年十月十五日

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、別冊その1のとおり地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十四年度財務諸表を公告する。

平成二十五年十月十五日

地方独立行政法人宮城県立病院機構
理事長 菅 村 和 夫

○地方独立行政法人宮城県立こども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十五年十月十五日

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、別冊その2のとおり地方独立行政法人宮城県立こども病院平成二十四年度財務諸表を公告する。

平成二十五年十月十五日

地方独立行政法人宮城県立こども病院
理事長 林 富